

青森・岩手県境不法投棄事案

環境再生に向けた取り組み

—取り戻そうふるさとの豊かな緑—



平成22年6月の不法投棄現場全景

平成22年7月

青 森 県

はじめに

全国最大級の産廃不法投棄が行われた場所は、八戸方面まで貫流する一級河川の馬淵川水系の上流部に位置しており、全国に誇るべきたっこにんにくと田子牛の生産で知られる、農林水産業の盛んな地域の一角にあります。

この不法投棄現場の原状回復に当たって、馬淵川水系の環境保全のため、汚染拡散の防止を最優先として、「廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする」原状回復方針を決定いたしました。

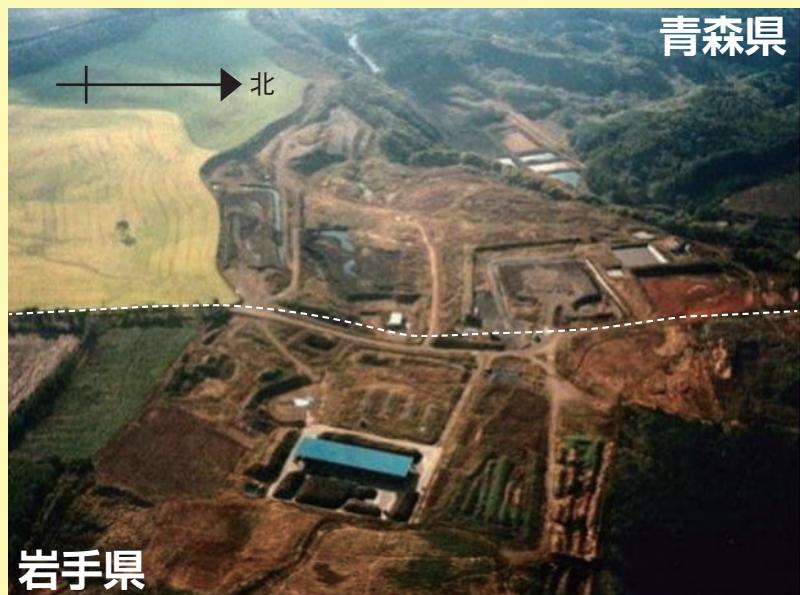
私たちは、全国でも先駆的かつ模範的な事例となるよう、安全・安心を第一に、この全国最大級の不法投棄現場の原状回復を着実に進めて参ります。

また、廃棄物が撤去され、廃棄物の撤去作業と併行しながら、原状回復後の不法投棄現場跡地のありかたを示すため、平成22年3月に「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画」を策定いたしました。

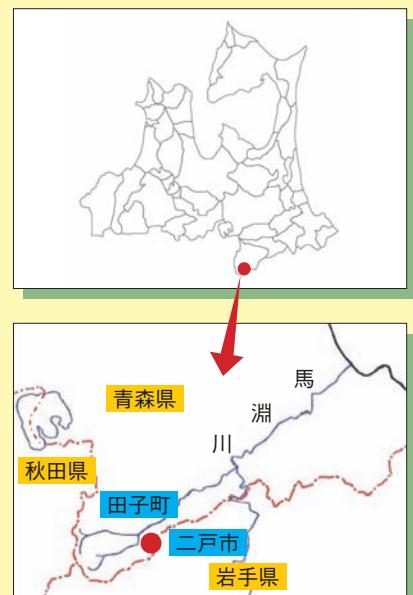
不法投棄事業の概要

(1) 場 所

不法投棄が行われた場所は、青森県田子町茂市地内（11ha）と岩手県二戸市上斗米地内（16ha）にまたがる原野（27ha）です。



平成12年10月当時の現場全景



(2) 原 因 者

不法投棄の原因者は、三栄化学工業株（八戸市の産業廃棄物処理業者）及び県南衛生株（埼玉県の産業廃棄物処理業者）であり、平成12年6月から、それぞれ4回、投棄された廃棄物の撤去を命じる措置命令を行っています。また、平成12年8月には、三栄化学工業株の産業廃棄物処理業の許可を取り消しています。

なお、三栄化学工業株は平成13年6月に解散、県南衛生株は平成12年10月に破産、同年12月に産業廃棄物処理業を廃止しています。

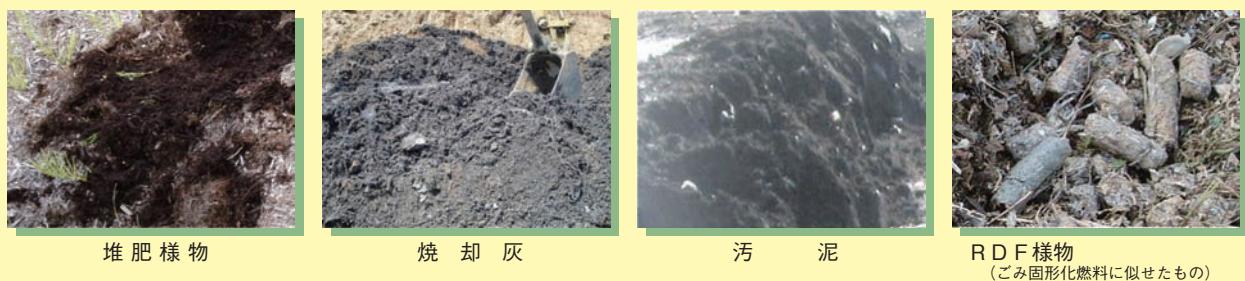
(3) 現 場 の 状 況

平成12年度～14年度に、高密度電気探査、ボーリングなどの諸調査を実施し、現場の状況を把握しました。その結果、次のことがわかりました。

- 現場全体が揮発性有機化合物（VOC）により汚染されています。
- 現場地盤は難透水性で底面遮水層として利用可能であり、地下水の大局部的流れは、中央谷部や西方への流れとなっています。
- 現場周辺の環境は、水質調査の結果、環境基準を概ね満たしています。



ごみの上に覆土して隠す投棄方法が繰り返されていました。



原状回復対策

(1)原状回復方針

青森県は、平成15年8月に次のとおり原状回復方針を決定しました。

- 馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先とすることを基本方針とします。
- 不法投棄現場が周辺の土壤環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施するため、廃棄物及び汚染土壤は全量撤去を基本とします。
- 撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開し、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壤環境基準を満たす汚泥や堆肥様物などについて、有効利用することも可能と考えています。

(2)汚染拡散防止対策

原状回復方針に基づき、次のような汚染拡散防止対策を実施しています。

■緊急的対策

①仮設浄化プラント

浸出水処理施設が完成するまでの間、日処理量400m³の仮設浄化プラント（凝集沈殿+砂ろ過）を平成16年3月から17年5月まで稼働させました。（平成17年7月に撤去）

②仮設表面遮水等

雨水と廃棄物の接触を防ぐため、ブルーシート等による仮設表面遮水シートを敷設し、雨水の排水溝を整備しました。併せて、遮水壁の施工に備えて場内道路などを整備しました。



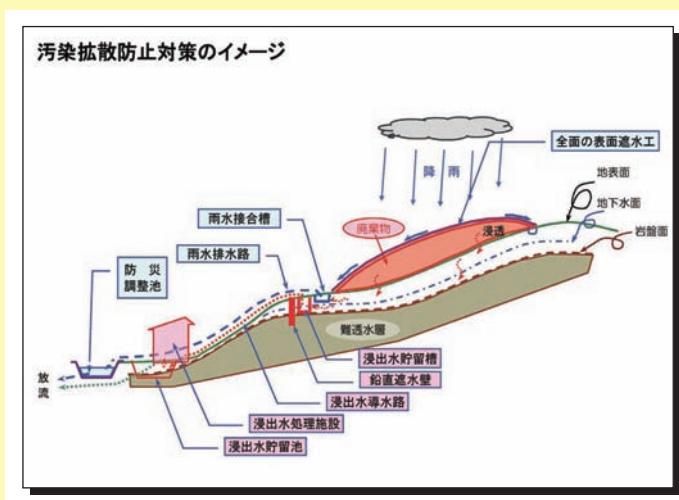
仮設浄化プラント（H17.7撤去）



全面の仮設表面遮水工（H17.8完了）

■長期的対策

廃棄物に触れて汚染された浸出水が現場外に出ないよう遮水壁を設置しました。浸出水は浸出水処理施設に送られ、汚染物質を除去した後に放流しています。



①浸出水処理施設

日處理量150m³の浸出水処理施設及び浸出水貯留池は、平成17年6月から稼働しています。

②雨水排水対策

平成17年6月以降、不法投棄現場に降った雨は雨水排水路に集められ、いつたん防災調整池に入つてから、近くの沢へ放流しています。

③遮水壁

地中に平均深さ約20m、厚さ約50cm、透水係数が 10^{-6} cm/秒以下で、難透水性岩盤に密着させる構造として、長さ987mの壁を設置しました。平成17年6月に着工し、18年9月に完成しました。

④表面遮水工

緊急的に敷設したブルー シートによる表面遮水工を、耐久性の高い通気性シートに更新し、19年6月に完成しました。



平成22年6月現在

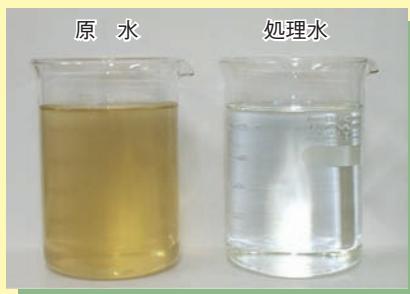


● 浸出水の処理

凝集沈殿処理、生物処理、凝集膜ろ過処理など様々な処理を行い、周辺環境に影響のないきれいな水にして放流しています。



浸出水処理施設内部



原水と処理水の比較



(3)廃棄物の撤去・処理

- 廃棄物は、特別措置法に基づき、平成16年1月に環境大臣の同意を得た「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」により対応することとしています。
- 平成21年度までに、約37.0万m³（約53.6万トン）を撤去しました。
- 廃棄物の処理方法は加熱処理を基本とし、青森RER株、八戸セメント株、奥羽クリーンテクノロジー株、三菱マテリアル株青森工場、株庄司興業所の5社で処理を行っているほか、確認分析の結果、普通産業廃棄物であることが確認できた廃棄物については、株ウィズウェイストジャパン、株青森クリーンの2社で埋立処理を行っています（平成22年4月現在）。
- 加熱処理をする廃棄物は、廃棄物選別ヤードで、石灰を混合（水分調整）した後に3種類の大きさに選別し、運搬車両に積み込んでいます。



- 埋立処理をする廃棄物は、掘削したものを、直接運搬車両に積み込んでいます。



(4)廃棄物の運搬

- 廃棄物は天蓋付き全密閉型車両を基本として安全確実に運搬するほか、現場内に洗車場を設置し、車両に付着した汚染物が場外に出ないようにしています。
- 運搬に当たっては、2～3台のグループを編成して、交通安全を第一に運搬しています。



廃棄物の運搬先



排出事業者等に対する責任の追及

①報告徴収の実施

平成14年10月以降、これまでに約12,000社の排出事業者に対して、青森・岩手両県が分担し、廃棄物処理法違反の有無について調査を進めています。

※青森県担当事業者数 約6,800社

②措置命令

廃棄物処理法違反が認められた排出事業者に対しては、青森・岩手両県知事連名で18社に合計約610トンの廃棄物を不法投棄現場から撤去させる措置命令を発出し、すべて履行されました。

③納付命令

代執行費用を徴収する納付命令の積算根拠となる平成16年度の代執行費用が確定した後は、納付命令に移行し、平成18年度までに5社から合計で約298万円の納付がありました。

④自主撤去（費用拠出）

廃棄物処理法違反の調査の過程で、排出事業者等から自主撤去の申し出があり、平成21年度までに17社から合計で約3億6,416万円を受け入れました。

周辺の生活環境モニタリング調査

①水質モニタリング

現場内及び周辺の25地点において定期的に調査を実施しています。汚染は現場内に留まり、周辺の生活環境への影響は確認されていません。

②大気汚染物質、有害大気汚染物質、騒音振動モニタリング

年4回の調査を実施しており、周辺の生活環境への影響は確認されていません。

環境再生計画

青森県は、平成22年3月に次のとおり青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画を策定しました。

環境再生の取組みは、不法投棄現場を負（マイナス）の状態から元（ゼロ）の状態へ復旧するための原状回復事業等で培われてきたこれらの経験等を埋没させることなく、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また国内外で活用すること（プラスの創出）を基本的な考え方とします。

そして、そのための施策を3つの方向性（①自然再生、②地域の振興、③情報発信）から展開し、本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせてはならないというメッセージへつなげていきます。

全庁的な取り組み

県では各部局長等を構成員とする「県境再生対策推進本部」を設置し、水系保全、民生安定対策等を総合的かつ計画的に推進しています。併せて、汚染拡散防止対策や廃棄物の搬出作業などの進捗状況、生活環境モニタリングなど周辺対策の取組状況等に関する情報を積極的に公開しています。

■環境学習

県は環境学習事業として、平成16年度から田子町などの児童・生徒や住民を対象に、出前授業、県境不法投棄現場見学会、処理施設見学会を実施しています。（平成21年9月に田子小学校4年生の皆さんが八戸セメント㈱を見学している様子。）



県境不法投棄事案の主な経緯

平成3.1	三栄化学工業(株)に対して中間処理業（堆肥化）の許可を追加
7～	住民・従業員から苦情、情報提供及び県による立入調査等
7.9	燃え殻の不法投棄を確認
8.11	不法投棄により三栄化学工業(株)に対し事業の全部停止処分（30日間）
11.11	岩手・青森両県警合同の強制捜査（廃棄物処理法違反）
12.5	原因法人の関係者を逮捕
12.6～	投棄された廃棄物の撤去を命じる措置命令
12.8	三栄化学工業(株)の業の許可取り消し
12.10	県南衛生(株)破産決定
12.12	県南衛生(株)の業の廃止
13.6	三栄化学工業(株)解散
14～15	原状回復措置等について検討するため、両県合同検討委員会を4回開催
15.6.18	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の公布施行
15.7.31	県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を設置
15.8.20	原状回復方針を発表
15.9.1	県境再生対策室、県境再生対策推進本部を設置
16.1.21	「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」に対する環境大臣の同意
16.3	風評被害対策制度を創設
16.12.6	不法投棄産業廃棄物の一次撤去を開始（処理先：青森R E R(株)）
17.5.16	八戸セメント(株)への搬出開始
18.10.26	(株)庄司興業所への搬出開始
19.3.26	「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」変更に対する環境大臣の同意
19.4～	本格撤去の開始
20.2.26	(株)ウィズウェイストジャパンへの搬出開始
20.5.19	奥羽クリーンテクノロジー(株)への搬出開始
20.9.1	(株)青森クリーンへの搬出開始
21.5.22	三菱マテリアル(株)青森工場への搬出開始
22.3.1	「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画」を策定

青森県 環境生活部 県境再生対策室

青森県青森市長島一丁目1-1

TEL 017-734-9261 FAX 017-734-8081

県境再生対策室 田子町現地事務所

青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂向146

TEL 0179-20-7044 FAX 0179-20-7045

青森・岩手県境産廃不法投棄事案ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/2008-0620-kenkyo-top.html>